

江東ななすぽバウンドテニスクラブ（セブンハンドレッドクラブ）規約

〈名称〉

第1条 本クラブは江東ななすぽバウンドテニスクラブ（セブンハンドレッドクラブ）（以下江東ななすぽBTC）と称する

（事務所）

第2条 本会の事務所は会長宅に置く

（目的）

第3条 本クラブはバウンドテニスを通じて会員の心身の健全な発達を図り、会員相互の親睦を深め、バウンドテニス普及のために活動することを目的とする

（事業）

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1 定期的な練習
- 2 大会等への参加

（会員）

第5条 本会の会員は原則、区内在住在勤者とし、「ななすぽ」に入会し、本会の目的賛同者とする

（役員）

第6条 本会の役員は下記とし、任期2年とする。ただし再任は妨げない
会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする

1. 会長は、本会を代表し会務を統括し、会議の議長となる
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する
3. 会計は会の収支を明らかにし、総会で報告する
4. 会計監査は、会の会計を監査し、結果を総会で報告する。

（会議）

第8条 本会の会議は年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする

（会費）

第9条 本会の経費は、謝金、寄付等をもって充てる。

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終了する

（会則の変更）

第11条 本規約を改正しようとするときは、総会において会員の2分の1以上の同意を必要とする。

付則 本会則は、平成26年4月13日より施行する